

【資料５】各選挙区の選挙運動費用支出制限額

選挙区	候補者一人当たりの支出制限額	選挙区	候補者一人当たりの支出制限額
第１区	25,475,500 円	第11区	24,557,400 円
第２区	25,645,100 円	第12区	25,279,000 円
第３区	25,795,900 円	第13区	24,706,300 円
第４区	24,061,100 円	第14区	25,146,800 円
第５区	24,546,100 円	第15区	25,898,500 円
第６区	24,762,800 円	第16区	24,899,400 円
第７区	23,588,800 円	第17区	25,762,600 円
第８区	25,229,300 円	第18区	25,309,600 円
第９区	24,130,100 円	第19区	24,638,900 円
第10区	24,070,100 円	第20区	24,288,000 円

(注) 選挙運動費用支出制限額の算定方法（公職選挙法第194条、同施行令第127条）

選挙人名簿登録者数 × 15 円 + 1,910万円 （100円未満切り上げ）